

【資料4－別添2】 米子市地域包括支援センターの人員配置基準(令和5年4月～)

以下の2つの基準の組み合わせにより職員を配置する。

(関連：米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例)

配置基準			基準額																											
(1)包括支援業務(常勤職員) ①保健師その他これに準ずる者 ②社会福祉士その他これに準ずる者 ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者 配置人数: <table><tr><th>高齢者人口</th><th>配置基準</th><th>参考</th></tr><tr><td>おおむね 1,000 人未満</td><td>①～③が1人又は2人</td><td></td></tr><tr><td>おおむね 1,000～1,999 人</td><td>①～③が2人</td><td></td></tr><tr><td>おおむね 2,000～2,999 人</td><td>①が1人＋②又は③が1人</td><td>淀江</td></tr><tr><td>おおむね 3,000～5,999 人</td><td>①～③が1人ずつ</td><td>湊山 東山 福生 福米 加茂 弓ヶ浜 美保 尚徳 箕蚊屋</td></tr><tr><td>おおむね 6,000～6,999 人</td><td>①～③が1人ずつ＋①～③のうち1人</td><td>後藤ヶ丘</td></tr><tr><td>おおむね 7,000～7,999 人</td><td>①～③が1人ずつ＋①～③のうち2人</td><td></td></tr><tr><td>おおむね 8,000～8,999 人</td><td>①～③が1人ずつ＋①～③のうち3人</td><td></td></tr><tr><td>おおむね 9,000 人以上</td><td>①～③が1人ずつ＋①～③のうち4人</td><td></td></tr></table>			高齢者人口	配置基準	参考	おおむね 1,000 人未満	①～③が1人又は2人		おおむね 1,000～1,999 人	①～③が2人		おおむね 2,000～2,999 人	①が1人＋②又は③が1人	淀江	おおむね 3,000～5,999 人	①～③が1人ずつ	湊山 東山 福生 福米 加茂 弓ヶ浜 美保 尚徳 箕蚊屋	おおむね 6,000～6,999 人	①～③が1人ずつ＋①～③のうち1人	後藤ヶ丘	おおむね 7,000～7,999 人	①～③が1人ずつ＋①～③のうち2人		おおむね 8,000～8,999 人	①～③が1人ずつ＋①～③のうち3人		おおむね 9,000 人以上	①～③が1人ずつ＋①～③のうち4人		職員 1 人あたり 6,000 千円
高齢者人口	配置基準	参考																												
おおむね 1,000 人未満	①～③が1人又は2人																													
おおむね 1,000～1,999 人	①～③が2人																													
おおむね 2,000～2,999 人	①が1人＋②又は③が1人	淀江																												
おおむね 3,000～5,999 人	①～③が1人ずつ	湊山 東山 福生 福米 加茂 弓ヶ浜 美保 尚徳 箕蚊屋																												
おおむね 6,000～6,999 人	①～③が1人ずつ＋①～③のうち1人	後藤ヶ丘																												
おおむね 7,000～7,999 人	①～③が1人ずつ＋①～③のうち2人																													
おおむね 8,000～8,999 人	①～③が1人ずつ＋①～③のうち3人																													
おおむね 9,000 人以上	①～③が1人ずつ＋①～③のうち4人																													
(2)ケアプラン作成業務(常勤換算方法に基づく) 配置人数：ケアマネジメント件数（月間平均）55 件につき 1 人			職員 1 人あたり 1,700 千円																											